

ハウステンボスハーバー駐車場利用規程

平成23年11月4日

指定管理者 ハウステンボス株式会社

目次

- 第1条（目的）
- 第2条（営業時間）
- 第3条（営業休止等）
- 第4条（駐車できる車両）
- 第5条（入出庫等）
- 第6条（ハーバーパーキング内での車両の通行）
- 第7条（遵守事項）
- 第8条（入庫拒否）
- 第9条（車両移動等の措置）
- 第10条（駐車料金）
- 第11条（収容台数）
- 第12条（売上管理）
- 第13条（つり銭管理）
- 第14条（引取りの請求）
- 第15条（保管責任）
- 第16条（免責）
- 第17条（利用者の損害賠償責任）
- 第18条（機器のトラブル）
- 第19条（本利用規程に定めのない事項）
- 第20条（規程の改定）

附則

ハウステンボスハーバー駐車場利用規程

長崎県港湾管理条例に基づき、早岐港ハウステンボスハーバー（以下「ハーバー」という）の管理運営を行うハウステンボス株式会社（以下「指定管理者」という）は、ハーバー施設として、突堤（南側防波堤）に所在する有料駐車場（以下「ハーバー駐車場」という）の利用に関し、以下のとおり、ハウステンボスハーバー駐車場利用規程（以下「本利用規程」という）を定める。

第1条 （目的）

本利用規程は、指定管理者がハーバー駐車場を円滑に運営するため、ハーバー駐車場を利用する者（以下「利用者」という）及び指定管理者が遵守すべき事項を定める。

第2条 （営業時間）

ハーバー駐車場は年中無休とし、その営業時間（利用時間）は、毎日午前9時から午後9時までとする。

第3条 （営業休止等）

指定管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、車路の通行止め及び車両の退避措置を行うことができる。

- （1） 自然災害、火災、浸水、爆発等により施設又は物品が損壊した場合及びその他これ等に準じる事故が発生するおそれがあると認められる場合。
- （2） 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
- （3） 工事、清掃又は消毒の場合及びその他管理上必要があると認められる場合。

第4条 （駐車できる車両）

ハーバー駐車場に駐車することができる車両は、普通車で積載物又は取り付け物を含めて長さ5.0m、幅2.0m及び重量3.0tを超えないものに限る。

第5条 （入出庫等）

車両が入庫するときは、ハーバー駐車場自動ゲートにおいて駐車券を受取りゲートが開いたのを確認し入庫する。出庫する際は駐車券を精算機に投入して、表示された金額を支払いゲートが開いたのを確認し出庫する。

2 管理上必要があるときは、指定管理者はハーバー駐車場の一部を閉鎖することができる。

第6条 （ハーバー駐車場内での車両の通行）

利用者は、ハーバー駐車場内での車両の通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両を優先すること。
- (4) 隣接する南側棧橋に侵入しないこと。
- (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (6) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

第7条 (遵守事項)

前条に掲げるものの他、利用者はハーバー駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙及び火器を使用しないこと。
- (2) 空缶、ペットボトル、紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみを捨てないこと。
- (3) 飲酒、賭け事、騒音等を発する行為をしないこと。
- (4) 宿泊しないこと。
- (5) 車両を洗浄しないこと。ただし、車内の嘔吐物の清掃など指定管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (6) ハーバー駐車場内の施設、器物、他の車両及びその積載物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに指定管理者に連絡すること。
- (7) 駐車中はエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (8) 営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為を行わない。
- (9) その他指定管理者の業務の妨げとなる行為又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

第8条 (入庫拒否)

指定管理者は、ハーバー駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、利用者がないしその車両が以下の各号に該当すると判断した場合は、駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物等に損傷を与え、又は汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物、衛生を害するおそれのある物又は液汁漏出の原因となるものを積載し、又は取り付けているとき。
- (3) 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられているとき。

- (4) 大容量で音楽や演説を流す等、他の利用者又は指定管理者に対して威圧的行為をし、又はそのおそれのあるとき。
- (5) その他ハーバー駐車場の管理上支障があるとき。

第9条 (車両移動等の措置)

指定管理者は、ハーバー駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるとき、その他管理上必要があるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第10条 (駐車料金)

駐車料金は、車両1台につき30分/100円(税込)とする。

第11条 (収容台数)

収容台数は27台とする。尚、このうち1台分は身障者用とする。

第12条 (売上管理)

売上管理は、原則として毎日行う。券売枚数と売上金の確認をし、売上金明細書に記入し、経理に報告する。

第13条 (つり銭管理)

つり銭管理は毎日の売上管理をする時に、つり銭切れが無いかを確認する。つり銭切れが発生した時には、遅滞なく両替をして、補充する。

第14条 (引取りの請求)

利用者が予め指定管理者の承認を得ることなく入庫から起算して3日目を超えて車両を駐車している場合、指定管理者は、当該車両の使用者及び所有者に対して通知又は駐車場において掲示することにより、指定管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

- 2 指定管理者は、前項の場合において、当該車両の使用者及び所有者を確認するために必要な限度において、車両を調べることができる。
- 3 指定管理者は、第1項の請求をしたにもかかわらず、その指定する日までに当該車両の引取りがなされないときは、港湾管理者へ通知するものとする。

第15条 (保管責任)

指定管理者は、利用者に駐車券を交付したときから出庫するときまで、車両を善良なる管理者の注意をもって保管する責任を負う。

第16条 (免責)

指定管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、指定管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない。

- (1) 自損事故
- (2) 車両同士の事故
- (3) 自然災害その他不可抗力による事故
- (4) 当該車両の積載物又は取り付け物が原因で生じた事故
- (5) 第3条又は第9条の規定による措置が原因で生じた事故

第17条 (利用者の損害賠償責任)

指定管理者は、利用者の責に帰すべき事由によって損害を受けたときは、当該利用者に対して被った損害の賠償を請求することができる。

第18条 (機器のトラブル)

指定管理者は、利用者から機器トラブルの連絡を受けたときには速やかに対応する。
トラブル対応時間は午前9時から午後10時までとする。

第19条 (本利用規程に定めのない事項)

本利用規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

第20条 (規程の改定)

本利用規程は、必要に応じて改定することがある。

附則

本利用規程は平成23年11月4日より実施する。